



# 相続がらみのトラブル

弁護士 東 麗子

中田さんは今年の6月に夫を病気で亡くしました。悲しみに暮れながら何とか葬儀も終えた頃、知らない男性から家に電話がかかってきました。

男「ご主人が、お友達の身元保証人になっているんですよ。300万円の借金があって、お友達は払えないって言うから、ご主人に払ってもらえないんですよ」

妻「主人は先日亡くなりました」

男「それじゃ、奥さんが払ってくださいよ。ご主人の借金なんだから」

妻「300万円なんて大金、お支払いすることはできません」

男「ご主人に生命保険かけてたんでしょ。そこから払ってくださいよ」

果たして、中田さんは男の言うとおり、ご主人の友達の借金を生命保険から払わなくてはならないのでしょうか。

まず、夫が身元保証人になっていた場合、相続人である妻は、その身元保証債務を相続するのでしょうか。

家賃等の保証債務と異なり、身元保証とは、債務額が決まっておらず身元保証人と被保証人との信頼関係に基づいて成立するものです。従って、もともと妻が自ら身元保証人になるつもりだったものの便宜上夫にしたなどの特別な事情がない限り、基本的に身元保証債務は相続しないと考えられています。

もっとも、身元保証人であった夫が死亡する前に身元保証に基づく具体的な債務が発生していた場合には、これを相続することになります。本件の場合、実際に夫が誰の身元保証人になっており、どんな具体的な債務が発生しているか不明ですので、まずはこれを確認する必要があります。

本件で具体的な保証債務が既に発生していたとすると、妻は夫の生命保険金で支払わないといけないのでしょうか。まず、夫が、自分で掛金を払って、妻を受取人とする生命保険をかけていた場合の生命保険金は、そもそも相続財産に含まれるのでしょうか。妻が夫の死亡後に生命保険金を受け取ることができるのは、夫が受取人である妻のために生命保険会社と契約を締結したからです。受取人である妻は、相続によってではなく、保険契約によって保険金を受け取るので、この生命保険金は相続財産そのものには含まれません（ただし、本件のように夫が掛金を払っていた

場合には、税法上相続税の課税対象となりますので注意が必要です）。

とはいえ、仮に、前述した身元保証債務を妻が相続した場合、妻は夫の生命保険金を含む自分の固有の財産から支払わなくてはならないのでしょうか。

民法は相続の方法として相続放棄、単純承認、限定承認の3種類を定めています。相続放棄をすると最初から相続人とならなかったこととなります。借金の方が明らかに多い場合には、相続放棄をするのがよいでしょう。

相続放棄は相続の開始を知ったあと3ヵ月以内に家庭裁判所に申述しなければなりません。この間に相続財産と知りながら、これを処分したりすると、次に説明する単純承認とみなされて、相続放棄できなくなりますので注意が必要です（また、一旦放棄すると3ヵ月以内であっても撤回できません）。

一方、単純承認をすると、被相続人の資産であろうと借金であろうと全て相続することになります。もし被相続人に借金があれば、相続人固有の財産を持ち出すことになっても、これを返済しなくてはなりません。

これに対し、限定承認は、相続財産中の債務は、相続財産に積極財産（不動産、預貯金、株券などの財産権の総体）がある範囲内で返済すればよく、これを超える債務については返済する責任を免れることとなります（相続人が複数いる場合は、放棄した人を除く相続人全員で限定承認する必要があります）。

また、限定承認も相続放棄と同様、3ヵ月という期限があります。したがって、本件の設問のように夫の身元保証に基づく具体的な債務を相続しているのであればもちろん、そうでない場合であっても、夫の借金の有無が不明である場合は、念のため家庭裁判所に限定承認を申し出るのがよいでしょう。

執筆者プロフィール

東 麗子（ひがし れいこ）

弁護士（第二東京弁護士会） 東京都立大学法学部卒業

消費者委員会に所属し、悪徳商法など消費者問題を中心として、幅広く一般民事事件および刑事事件を取り扱う。

趣味は、読書、旅行。